

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市教育委員会規則第12号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則  
神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2章の章名中「及び中学校」を「，中学校及び義務教育学校」に改める。

第3条第1項中「及び中学校（分校を除く。）」を「，中学校（分校を除く。）及び義務教育学校」に改める。

第6条第1項中「小学校から中学校」を「小学校又は義務教育学校の前期課程から中学校又は義務教育学校の後期課程」に改め，同条第3項中「関係小学校長及び関係中学校長」を「関係する小学校，中学校及び義務教育学校の校長」に改める。

第14条第1項中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校の前期課程若しくは後期課程」に改め，同条第2項中「小学校」の次に「又は義務教育学校」を加え，「卒業予定の」を「に小学校を卒業し，又は義務教育学校の前期課程を修了する予定の」に改める。

第16条第2項中「関係小学校」を「関係する小学校又は義務教育学校」に改める。

第17条から第19条の2までの規定中「小学校」の次に「又は義務教育学校」を加える。

第21条第1項第1号及び第2号中「特別支援学校」を「兵庫県立特別支援学校」に改め，同条同項第3号中「規定により」の次に「前2号に掲げる県委員会に報告した子女の」を加える。

第22条の見出し中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改め，同条第1項中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改め，同条第2項

中「を受けたときは,」を「に係る児童生徒のうち, 兵庫県立特別支援学校に就学させることが適当であると認める者については」に改める。

第23条第1項第3号中「学齢簿を訂正するとともに, その旨を県委員会に報告するものとする。」を「学齢簿を訂正する。」に改め, 同項第5号を削る。

別表第1中

向洋	向洋	向洋町中5～9, 向洋町西1～6	を
	六甲アイランド	向洋町中1～4, 向洋町東1～4	
向洋	向洋	向洋町中5～8, 向洋町西1～6	に,
	六甲アイランド	向洋町中1～4・9, 向洋町東1～4	
港島	港島	港島1～9, 港島中町1～8, 港島南町1～7, 神戸空港	を
義務教育学校港島学園		港島1～9, 港島中町1～8, 港島南町1～7, 神戸空港	に,
雲雀丘	雲雀丘	鶯町1～4, 大日丘町1～3, 萩乃町2・3, 一里山町(1・2・10番(北部)), 雲雀ヶ丘1～3, 檜川町2(4番1～15・16号(北部))・3, 源平町(18・19番を除く。) 〔兵庫区〕里山町	を
	丸山	源平町(18・19番), 檜川町1・2(4番1～15・16号(北部)を除く。), 長田天神町7, 高東町1～3, 長者町, 丸山町1～4, 西丸山町1～3, 花山町1～2, 鹿松町1～3, 東丸山町, 萩乃町1, 一里山町(1・2・10番(北部)を除く。), 堀切町(19番1～4号・20番を除く。), 明泉寺町3(7番5～17号・8・9番) 〔須磨区〕妙法寺(高取山, アチラムキ, やぶなか, やぶなか下, やぶなかノ上, やぶなかノ中, やぶなかノ下, 風早, 池ノ尻)	

雲雀丘	丸山ひばり	一里山町, 鶯町1～4, 大日丘町1～3, 萩乃町1～3, 雲雀ヶ丘1～3, 檜川町1～3, 源平町, 高東町1～3, 鹿松町1～3, 長者町, 西丸山町1～3, 花山町1～2, 東丸山町, 丸山町1～4, 長田天神町7, 堀切町(19番1～4号・20番を除く。), 明泉寺町3(7番5～17号・8・9番) 〔兵庫区〕里山町 〔須磨区〕妙法寺(高取山, アチラムキ, やぶなか, やぶなか下, やぶなかノ上, やぶなかノ中, やぶなかノ下, 風早, 池ノ尻)
-----	-------	---

に,

垂水東(美山台3, 東垂水町(菅ノ口, 流田), 乙木1～3, 東垂水3, 山手8を加え, 青山台1(8番, 9番(5～19号を除く。), 10番(1～6号を除く。))・2(5～9・13～16・19・20番)・4(2番(東部))・5(2～6番)・8, 松風台2(1番)を除く。)	東垂水	泉が丘1～5, 城が山1～5, 山手1(1～3番)・4(7～10番)・5(8～10番), 塩屋町1(6番)・6(1～24番, 25番1～27・50～61号, 26～28番, 29番(16～22号を除く。), 30番(6～30号を除く。)), 東垂水1(5～11番)・2(1～11番), 王居殿1・2(1～6番)・3(1～10番, 14番(8～18号))
	乙木	青山台1(8番, 9番(5～19号を除く。), 10番(1～6号を除く。)), 11～28番)・2(5～9・13～16・19・20番)・3・4(2～8番)・5(2～6番)・6・7・8, 美山台1・2, 塩屋町6(25番28～49号, 29番16～22号, 30番6～30号, 31～38番), 東垂水町(高丸(762番地を除く。)), 東垂水1(1～4番)・2(12番), 王居殿2(7～13番)・3(11～13番・14番(1～7号・19～23号))・15～26番, 松風台2(1番)

を

垂水東(美山台3, 東垂水町(菅ノ口, 流田), 乙木1～3, 東垂水3, 山手8を加え, 青山台1(8番, 9番(5～	東垂水	泉が丘1～5, 城が山1～5, 山手1(1～3番)・4(7～10番)・5(8～10番), 塩屋町1(6番)・6(1～24番, 25番1～26・50～61号, 26～28番, 29番(16～22号を除く。), 30番(6～30号を除く。)), 東垂水1(5～11番)・2(1～11番), 王居殿1・2(1～6番)・3(1～10番, 14番(8～18号))
--	-----	--

に,

19号を除く。), 10番(1~6号を除く。))・2(5~9・13~16・19・20番)・4(2番(東部))・5(2~6番)・8, 松風台2(1番)を除く。)	乙木	青山台1(8番, 9番(5~19号を除く。)), 10番(1~6号を除く。)), 11~28番)・2(5~9・13~16・19・20番)・3・4(2~8番)・5(2~6番)・6・7・8, 美山台1・2, 塩屋町6(25番27~49号, 29番16~22号, 30番6~30号, 31~38番), 東垂水町(高丸(762番地を除く。)), 東垂水1(1~4番)・2(12番), 王居殿2(7~13番)・3(11~13番・14番(1~7号・19~23号))・15~26番), 松風台2(1番)
---	----	--

本多聞(本多聞1を加え, 学が丘1を除く。)	多聞南	本多聞5~7, 学が丘1
	本多聞	本多聞2~4, 舞多聞東, 舞多聞西

本多聞(本多聞1を加え, 学が丘1を除く。)	多聞南	本多聞5~7, 学が丘1
	本多聞	本多聞2~4
	舞多聞	舞多聞東, 舞多聞西

長坂(伊川谷町(有瀬(赤羽地区土地区画整理事業地域, 下住尾西部), 潤和(伊川以南), 別府(山陽新幹線以南の潤和上脇線以西))を除く。)	長坂	伊川谷町(有瀬(第二神明道路以東(神明第三次ハイツ開発区域及び県営伊川谷第2高層住宅を除く。))), 長坂), 大津和1~3, 池上1(1番地1~8号・12番地) 〔垂水区〕神陵台2(1番を除く。))・8・9
	有瀬	伊川谷町(有瀬(第二神明道路以東を除く。)), 潤和(伊川以南), 別府(山陽新幹線以南)), 今寺

長坂(伊川谷町(有瀬(赤羽地区土地区画整理事業地域, 下住尾西部), 潤和(伊川以南), 別府(山陽新幹線以南の潤和上脇線以西))を除く。)	長坂	伊川谷町(有瀬(第二神明道路以東(神明第三次ハイツ開発区域及び県営伊川谷第2高層住宅を除く。))), 長坂), 大津和1~3, 池上1(1番地1~8号・30~32号・12番地) 〔垂水区〕神陵台2(1番を除く。))・8・9
	有瀬	伊川谷町(有瀬(第二神明道路以東を除く。)), 潤和(伊川以南), 別府(山陽新幹線以南)), 今寺

改める。

様式第2号中 「

指定 学校	神戸市立	小 中	学校
----------	------	--------	----

」 を

「

指定 学校	神戸市立	学校
----------	------	----

」 に、

「

従前の 学 校	立	小 中	学校
	第 学年	在学 終了	

」 を

「

従前の 学 校	立	学校
	第 学年	在学 終了

」 に改める。

様式第2号の2中 「

指定学校	
------	--

」 を

「

指定学校		学 年	
------	--	-----	--

」 に改める。

様式第5号中 「

場 所	神戸市立	小学校
	連絡先	

」 を

「

場 所	神戸市立	学校
	連絡先	

」 に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。